

改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書

国籍法の一部を改正する法律が平成２０年１２月５日に参議院で可決され、同年１２月１２日に公布された。この改正法は、「出生後日本国民である父に認知された子にかかる日本国籍取得に関する国籍法の規定は一部が違憲である」との平成２０年６月４日の最高裁判所判決を受けて、父母が婚姻していない場合においても届け出によって認知された子の日本国籍取得を可能とするものである。

しかし、国民の中にはこの法改正により、偽装認知等の違法行為や不正行為を助長するのではないかと懸念する声もあり、法の適正な施行に向けて衆参両院で附帯決議もされたところであるが、偽装認知等を防止するための具体的な規定はないままである。

よって、改正国籍法によって生じるおそれがある偽装認知等の防止並びに同法の厳格な制度運用について、次の措置を図られるよう強く要望する。

記

- (１) 審査時における父子関係の科学的な確認方法の導入
- (２) 申請者や外国人の親の日本における居住実態や、日本人の親による扶養実態等の綿密な調査（国籍付与後の継続調査を含む）
- (３) 審査情報の開示
- (４) 罰則の強化

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年３月１７日

岐阜県養老郡養老町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣